

山口市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱

(目 的)

第1条 山口市高齢者日常生活用具給付事業（以下「本事業」という。）は、身体上又は精神上的の障がいがある日常生活を営むのに支障がある高齢者（以下「要援護高齢者」という。）及びひとり暮らし高齢者に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、要援護高齢者及びその介護にあたる家族等の負担を軽減し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(用具の種類及び給付の対象者)

第2条 本事業の給付の対象となる用具は、別表1の「品目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、市内に居住する在宅の者で、同表の「対象者」欄に掲げる者とする。

(申 請)

第3条 本事業を利用しようとする者又はその親族等（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める本事業の利用申請の手続きは、山口市の各地域包括支援センター（介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターで、各圏域に設置されたものをいう。）の職員において代行することができる。

(決定及び通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、山口市基幹型地域包括支援センター（介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターで、山口市が設置した統括機能をもつものをいう。）に設置される包括ケア会議で速やかにその利用の必要性について検討し、利用の可否について決定しなければならない。

2 市長は、前項の利用の可否を決定したときは、別に定める通知書により当該利用申請者に通知するものとする。

(用具の給付)

第5条 前条の規定による用具の給付の決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、市長が発注する業者より、別表1の性能を備える用具の給付を受けることができる。

(利用者負担)

第6条 利用者は、別表2に定める利用者負担額を負担するものとし、原則として利用者が業者に直接支払わなければならない。

2 利用者の費用負担については、給付の品目の数に関係なく、第1項に定める額を当該年度の負担限度額とする。

(費用の請求)

第7条 前条の規定による利用者負担額を除く費用について、業者は市長へ請求するものとする。

(費用の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な行為により本事業による給付を受けた者がいるときは、その者からその給付に要した金額を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱（山口市制定）、小郡町老人日常生活用具給付等事業実施要綱（小郡町制定）、秋穂町老人日常生活用具給付等事業実施要綱（秋穂町制定）の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

(費用負担区分の特例)

- 2 平成21年度から平成23年度までの利用者負担については、編入前の阿東町の区域に住所を有する者に係る別表2における利用者の階層区分Dは、山口市の介護保険料区分を準用し、階層区分D又はEを適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1

品目	対象者	性能	給付限度額	備考
火災警報器	おおむね65歳以上の低所得の寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。	15,000円	給付は、1世帯につき2台を限度とする。 ただし、平成23年6月1日以降、消防法の規定により義務付けられた箇所への設置については、給付の対象としない。
自動消火器	同上	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火し得るものであること。	17,000円	
電磁調理器	おおむね65歳以上であって心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用し得るものであること。	40,000円	

別表2

費用負担基準

利用者の階層区分		利用者負担額
A	介護保険料区分 第1段階	0円
B	介護保険料区分 第2・3段階	給付限度額の25%
C	介護保険料区分 第4・5・6・7段階	給付限度額の50%
D	介護保険料区分 第8・9・10段階	給付限度額の75%
E	介護保険料区分 第11段階	全額

※ 本表において、毎年4月から6月までは「前年度介護保険料区分」を適用するものとする。

※ 本表が改正された場合において、4月から6月までの間については、改正前の表に「前年度介護保険料区分」を適用するものとする。